

シズオカ型オープンデータシステムの推進に関する指針

まえがき

本指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、データの利活用を念頭に置いた本市保有データを提供することで、地域課題の解決を図り、もって、市民生活の向上、企業活動の活性化及び社会経済の発展に寄与することを目的として、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

1 基本的な考え方

(1) オープンデータを推進する意義

ア 官民協働による地域課題の解決及び公共サービスの実現

本市データカタログサイト等を通じて、市民や民間団体等と公的データを共有することで、本市の課題を官民協働により解決するための基礎とする。また、民間のデータと組み合わせることで、民間からも、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できるようになる。

イ 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして提供することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

ウ 地域経済の活性化

データ収集やデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることから、企業等のデータ流通コストが圧縮される。また、データの編集、加工、分析などを行い、市場経済の幅広い段階で活用することで、観光、子育て又は医療・福祉など多彩な分野において新たなビジネス又はサービスが創出され、地域経済の活性化及び市内企業の振興に寄与する。

エ 行政における業務の高度化・効率化

政策の計画立案や決定過程等において、公的データを横断的に分析することにより、業務の高度化が図られる。また、これまでは公文書公開請求により公開していた情報等を積極的にオープンデータとして提供することにより、当該請求に係る双方の事務コストの削減を図り、市民の利便性の向上及び業務の効率化が図られる。

オ 情報公開の総合的な推進

本市が保有する情報を、オープンデータとして積極的に提供することにより、静岡市情報公開及び個人情報保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）第10条の規定に基づく保有情報の提供及び静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第30条の規定に基づく情報公開の総合的な推進を図ることができる。

(2) 推進のための基本方針

平成26年5月29日に開催された「平成26年度第1回静岡市情報化推進本部」において、『静岡市オープンデータ基本方針』が承認された。

「静岡市オープンデータ基本方針」

1. 静岡市が保有している情報は、個人情報等を除き、原則としてすべてオープンデータ化する。
2. オープンデータ化する情報は、すべての人が利用可能なものとする。
3. オープンデータ化する情報は、原則として営利・非営利を問わず二次利用を可能とする。
4. オープンデータ化する情報は、可能な限り機械判読可能なデータ形式で提供する。
5. オープンデータの活用については民産学官で連携し、オール静岡の体制で取り組む。

(3) 推進のための体制

オープンデータは、情報化推進本部長（副市長）が統括する静岡市情報化推進本部のもとに、全庁的な体制によって推進する。また、情報化推進本部のもとにプロジェクトチームを設置し、提供ルールを検討や提供データの検討等、オープンデータの推進のための具体的な取組を組織横断的なアプローチにより決定する。なお、プロジェクトチームには必要に応じて外部有識者が参加するものとする。

なお、全庁的な普及及び理解を図るため、全職員に対するeラーニング等の研修を実施する。

(4) 本指針の改定について

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとする。

2 具体的な取組について

(1) 地域課題解決のための取組

本市が保有するデータのうち、地域課題解決に資するデータを「価値のあるデータ」として効果的に提供し、データ利活用を推進するため、以下の取組を行う。

ア 保有データのオープンデータ化を推進するための基盤

本市が保有する情報のオープンデータ化を進め、利用者の利便性を確保するため、オープンデータ化された情報が一覧できる「データカタログサイト」を整備する。

イ 重点的にオープンデータ化する情報の選定

本市が保有する情報のうち、本市ホームページへの掲載等、既に公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とし、公開しているデータを特定する。その上で、当該情報とアンケート等によって得られたニーズや政府が定める重点分野のデータとをマッチングさせる。

マッチングしたデータのうち、他自治体等で既に活用されているデータ、具体的な活用を予定しているデータ、提供しているデータ及びニーズがあるにも関わらず他自治体等がまだ提供していないデータを抽出し、優先的に提供するデータを選定する。なお、公文書公開請求により公開されているデータについては、原則として優先的に提供データとする。

ただし、静岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報や、個人情報に関連するデータ及び具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

ウ オープンデータ候補リストの公開

オープンデータとして提供可能なデータのリストを公開し、データ利用者等からの提供要望があるデータについては、順次データを提供していくことに努める。

エ 提供する情報の拡大

オープンデータ候補リストに掲載されていないデータや公開、公表していない情報のうち、利用者のニーズの高いものや民間から具体的な利活用の提案等があった場合は、その必要性を検討

した上で、可能なものから順次整備する。

オ 民間との協働による利活用の推進

市民、企業、NPO等の利用者のニーズの把握に努めるとともに、民間が行う利用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。

カ 利活用に関する研究

民間や大学、しずおかオープンデータ推進協議会等と連携し、オープンデータの利活用及び利用拡大の在り方などについての研究を行う。

(2) 二次利用促進のためのオープンデータ化のルール

ア 機械判読に適したデータによる提供

オープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF等）等、課題に適した形式での提供を検討する。

イ オープンデータとして提供した情報の二次利用の原則

オープンデータとして提供した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス¹を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

ウ 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

本市が保有する情報のうち個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する場合に、当該情報のオープンデータ化が当該情報提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定に当たり、必要に応じて当該情報提供者等の意見を聴くものとする。

エ 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、オープンデータとして提供した情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責は負わない旨を明示する。

(3) 中長期的な検討事項

ア オープンデータ化を見込んだ成果物等の取得に係る権利関係の整理

委託契約等により成果物を受け取る場合や本市が実施するコンテンツ等により、新たにデータを取得する場合において、成果物や取得したデータについてオープンデータ化する可能性があることをあらかじめ仕様書や募集要項等に規定として追加のうえ、全庁的に統一して調達や

¹ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス：著作物の流通を促進する国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが発行している、著作物の取り扱いをインターネット上で明示的に表示する利用許諾方式(ライセンスシステム)。

募集を行うよう、関係課で検討を行う。

イ 外郭団体が保有するデータのオープンデータ化

本市が保有するデータのみならず、外郭団体が保有するデータについても、オープンデータとして提供ができるよう、関係課で検討を行う。

ウ データの可用性の向上

データを単にオープンデータとして提供するのみではなく、利用者からの意見等を踏まえ、提供したデータの課題等を洗い出し、必要な情報の追加等を行うことにより、データの可用性を高めることを検討する。

また、本市が保有する情報とニーズとのマッチング活動に継続して取り組む。